総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項

（施工体制確認型・総合スポーツゾーン整備関連工事用）

１　競争に参加できる者の条件に関する事項

（１）　競争参加資格確認申請の受付期限日において、１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること。

（２）　地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていること。

（４）　栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

（５）　競争参加資格確認申請の受付期限日において、次のアからウまでに定める届出をしていない者（当該届出の義務がないものを除く。）でないこと。

　　　　ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

　　　　イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

　　　　ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

　　　　なお、特定建設工事共同企業体にあっては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。

（６）　栃木県低入札価格工事対策試行要領第３条の（３）のイ及び栃木県低入札価格工事対策試行指針３の（２）の規定に基づき、低入札価格工事の施工に専念する義務を課されている者でないこと。

（７）　本店とは、建設業法第３条の規定に基づく主たる営業所に限るものであり、支店又は営業所とは、同法同条に基づくその他の営業所に限るものである。

（８）　資本又は人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。

ア　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること。

イ　建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。

（９）　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

２　分割（分離）発注に係る入札条件に関する事項

（１）　分割（分離）発注に係る入札条件を適用した入札は、入札公告に示す入札順位に従って順次執行し落札者を決定する。この場合、先に行われた入札の落札者（建設工事共同企業体の構成員又は構成員の全部若しくは一部を同じくする建設工事共同企業体を含む。）が提出したその後の入札に係る入札書は無効とする。

（２）　先に行われた入札において落札者の決定を保留してその後の入札を執行したときは、先に行われた入札の落札者が決定するまで、その後の入札の落札者の決定を保留することがある。

（３）　先に行われる入札が中止又は不調になるなどして落札者が決定しないときは、その後の入札を入札順位に従って順次執行し落札者を決定することがある。

３　競争参加資格確認申請に関する事項

（１）　提出する書類等（以下「申請書等」という。）は、入札公告に示す競争参加資格確認申請の受付期間に電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、紙入札の承諾を得た場合は、同期間に入札公告に示す入札担当部署へ持参すること。

（２）　電子入札システムにより申請書等を提出する場合、ファイル容量は３ＭＢ以内に収めること。ただし、圧縮することにより３ＭＢ以内に収まる場合は、Ｚｉｐ形式又はＬｚｈ形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）することを認める。

なお、３ＭＢ以内に収まらない場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合は、提出を要する書類のすべてを紙により持参すること。その場合、電子入札システムで申請書を提出する際に「提出書類通知書」を添付すること。

（３）　電子入札システムによる申請書の受付票は、提出すべき申請書等を確認の上、交付する。

（４）　申請書等の作成説明会は行わない。

（５）　申請書等の記載内容ヒアリングは行わない。

（６）　競争参加資格の確認の結果は、入札公告に示す競争参加資格確認通知日に電子入札システムにより通知する。

（７）　競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。具体的な手続きについては、入札及び契約に係る苦情処理要領による。

（８）　申請の受付期間に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

４　特定建設工事共同企業体としての建設工事に係る一般競争入札参加資格審査申請に関する事項

特定建設工事共同企業体として競争入札に参加を希望する者は、建設工事に係る一般競争入札参加資格の審査に必要な次に掲げる書類を競争参加資格確認申請書類と同時に提出すること。

（１）　すべての構成員の次の書類

ア　申請日において有効な建設業許可通知書の写し

イ　栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し

ウ　申請日において有効な総合評定値通知書（申請中の場合は、総合評定値請求書）の写し

（２）　委任状（代表構成員に対するその他の構成員からの入札に関する権限についての委任状）

５　評価項目算定資料の提出

（１）　価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「評価項目算定資料」という。）は、封筒に入れて封かんの上、入札公告に示す評価項目算定資料の提出日の受付時間内に入札担当部署へ持参により提出すること。封筒には、工事名、工事箇所及び入札者の商号又は名称を記載し、評価項目算定資料在中の旨を朱書きすること。

（２）　入札者は、提出した評価項目算定資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることができない。

６　施工体制審査資料等の提出

1. 施工体制確認審査を行うために必要な資料（以下「審査資料」という。）の提出を求められた場合には、審査資料を封筒に入れて封かんの上、審査資料の提出期限日までに工事担当部署へ持参により提出すること。封筒には、工事名、工事箇所及び入札者の商号又は名称を記載し、施工体制確認審査資料在中の旨を朱書きすること。
2. 施工体制確認審査を、辞退する場合には、入札者は、速やかに施工体制確認審査辞退届(様式第12号)をファックス（別途、原本を郵便又は持参により提出すること。）等で工事担当部署に提出すること。
3. 入札者は、提出した施工体制確認審査資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることができない。
4. その他必要な事項については、「施工体制確認審査資料作成要領」に定める。

７　総合評価点算定基準に関する事項

（１）　総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者及び栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第６条第３項において失格でない者について、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点＋施工体制評価点（０点又は－１０点）

（２）　価格点の算定方法

ア　価格点は、次の算式により算定する。

価格点＝配点×最低価格／入札価格〔小数点以下第４位四捨五入〕

イ　最低価格及び入札価格は、次のとおりとする。

1. 全入札者（入札書が無効でない者）が、低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者である場合

最低価格　各入札者の入札価格（消費税等を含まない。以下、同じ。）のうち最低の金額

入札価格　各入札者の入札価格

1. 全入札者（入札書が無効でない者）のうち、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合

最低価格　低入札調査基準価格（消費税等を含まない。以下、同じ。）

入札価格　低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者は各入札者の入札価格

低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は低入札調査基準価格

（３）　施工体制確認審査資料の取り扱いについては、施工体制確認審査資料作成要領に定める。

（４）　評価項目算定資料については、次のとおり取り扱うものとする。

ア　優良工事の受賞については、国土交通省等が行う次の優良工事表彰の受賞を栃木県優良建設工事表彰の受賞とみなして評価する。

1. 知事表彰とみなすもの

・　関東地方整備局が行う優良工事表彰の関東地方整備局長表彰（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「優秀工事技術者」「安全管理優良請負者」「イメージアップ優良工事」「コスト縮減優良工事」等は含まない）

・　農林水産省が行う農業農村整備事業優良工事表彰の農林水産大臣表彰又は農村振興局長表彰（関東農政局が発注した工事で、かつ、表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「地域貢献活動」等は含まない）

・　関東農政局が行う農業農村整備事業優良工事表彰の関東農政局長表彰（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「地域貢献活動」等は含まない）

②　鋼橋上部工事及びＰＣ橋上部工事においては、①に替えて次の優良工事表彰の受賞を知事表彰とみなす。

・　国土交通省各地方整備局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）が行う優良工事表彰の局長表彰（表彰の種別は「優良工事」（沖縄総合事務局については「優良施工工事」）に限るものとし、「優秀工事技術者」「安全管理優良請負者」「イメージアップ優良工事」「コスト縮減優良工事」等は含まない）

・　農林水産省が行う農業農村整備事業優良工事表彰の農林水産大臣表彰又は農村振興局長表彰（農林水産省各地方農政局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）が発注した工事で、かつ、表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「地域貢献活動」等は含まない）

・　農林水産省各地方農政局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）が行う農業農村整備事業優良工事表彰の局長表彰（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「地域貢献活動」等は含まない）

③　所長等表彰とみなすもの

・　関東地方整備局管内の国土交通省の各事務所が行う優良工事表彰の事務所長表彰（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「優秀工事技術者」「優良下請企業」等は含まない）

④　鋼橋上部工事及びＰＣ橋上部工事においては、③に替えて次の優良工事表彰の受賞を所長表彰とみなす。

・　国土交通省各地方整備局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）管内の各事務所が行う優良工事表彰の事務所長表彰（表彰の種別は「優良工事」（沖縄総合事務局管内の各事務所については「優良施工工事」）に限るものとし、「優秀工事技術者」「優良下請企業」等は含まない）

イ　配置予定技術者を１人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

　　配置予定技術者の評価点は、配置予定技術者に係る評価項目の得点合計が最も低いものをもって評価する。

ウ　配置予定技術者（「栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成工事試行要領」に基づく若手技術者を除く。）については、同種・類似工事を元請として受注した工事において、主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した工事経験を評価対象とする。これを証明する書類は、評価対象工事に従事したこと、並びに、当該工事の内容が評価基準に該当する工事であることを証明できるもの（ＣＯＲＩＮＳの「登録内容確認書」、契約書、設計書、仕様書、図面等の写しなど）とする。なお、同種・類似工事において、当該技術者が、契約工期全般にわたり従事していない場合は、当該技術者の従事期間の工事内容が分かるもの（栃木県土木工事共通仕様書に定める「計画工程表（工事実施工程表）」など）を評価資料に添付するものとする。

また、当該要領に基づき、同種・類似工事における若手主任技術者等の工事経験を評価対象とする。これを証明する書類は、ＣＯＲＩＮＳの「登録内容確認書」及び当該要領に定める様式６（若手主任技術者等の指導確認書）とする。

エ　上記要領に基づき、若手技術者を配置予定技術者とする場合には、同種・類似工事を元請として受注した工事において、若手担当技術者として施工した工事経験又は指導技術者が主任技術者、監理技術者若しくは現場代理人として施工した工事経験を評価対象とする。これを証明する書類は、以下の書類とする。

　　　　　（若手担当技術者として施工した工事経験を証明する場合）

　・ＣＯＲＩＮＳの「登録内容確認書」及び当該要領に定める様式３（若手担当技術者の専任確認書）

なお、平成29年３月31日以前に入札公告又は指名通知した工事における証明書類は、「栃木県建設

工事総合評価落札方式における若手技術者育成型試行要領」に定める様式３（担当技術者の専任確認書）とする。

（若手主任技術者等を配置する場合で、指導技術者の工事経験を証明する場合）

　　　・ウに記載する書類

オ　解体工事施工技士については、（公社）全国解体工事業団体連合会が実施した資格試験の合格者を評価する。これを証明する書類は、評価基準日現在有効な（公社）全国解体工事業団体連合会が発行する、登録証又は解体工事施工技士資格者証の写しに限るものとする。

カ　　継続学習制度（ＣＰＤ）については、評価基準日の属する年度の前年度末日までの１年間に、次の３

　団体が実施する継続学習の単位取得状況を評価する。

　　　　　①（公社）日本技術士会

②（一社）全国土木施工管理技士会連合会

③（公社）日本建築士会連合会

　　　　　これを証明する書類は、（公社）日本技術士会が発行する登録証明書の写し、（一社）全国土木施工管理技士会連合会が発行する学習履歴証明書の写し又は各都道府県建築士会が発行する実績証明書の写しとし、各団体推奨単位を上記期間内に取得していることを証明するものに限るものとする。

キ　　技術者数については、入札公告に示す評価項目算定資料の提出日（以下「評価基準日」という。）現在において３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある職員により評価する。これを証明する書類は、健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているもの）の写しに限るものとする。ただし、後期高齢者医療制度の加入者については、後期高齢者医療被保険者証の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し（市町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る。）に限るものとする。

ク　　１級舗装施工管理技術者については、（一社）日本道路建設業協会又は（財）道路保全技術センターが実施した資格試験の合格者とする。これを証明する書類は、評価基準日現在有効な１級舗装施工管理技術者資格者証の写しに限るものとする。

ケ　　ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、（公財）日本適合性認定協会（ＪＡＢ）又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

コ　　安全衛生活動の実績については、評価基準日の属する年度の前年度末日までの１年間に、建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生セミナー等を受講するなどして、当該協会が定めた基準を満たした者とする。なお、実績の証明については、当該協会が発行する安全衛生活動等実績証明書の写しに限るものとする。

サ　　災害時の基礎的事業継続力については、評価基準日において、関東地方整備局の事業継続計画認定制度による「建設会社における災害時の基礎的事業継続力」認定の有無をもって評価する。これを証明する書類は、関東地方整備局長が発行する認定証の写しとする。

シ　　地域活動の実績については、以下の項目のうち該当する項目数により評価する。

①ボランティア活動実績

・　愛ロードとちぎ等の実施団体の認定を受けている者（実施団体の構成員を含む。）が、評価基準日前１年以内に活動を実施した実績

②インターンシップによる学生の受入実績

・　評価基準日の属する年度の前年度末日までの２年間に、学校教育法に基づく県内の学校等（技術系に限る）に通う学生（中学生以下を除く）を対象に教育機関との取り決めをして行ったインターンシップの実績

1. 路河川維持管理業務又は除雪業務の取組実績

○　栃木県県土整備部発注の道路・河川・砂防維持管理業務、又は環境森林部若しくは県土整備部発注の除雪業務であって、次のいずれかに該当するものとする。

・　評価基準日の属する年度の前年度末日までの２年間に、当該業務の完了引渡しを行った実績

・ 評価基準日の属する年度の前年度末日までの２年間に、完了引渡しが行われた当該業務において、下請として契約した実績

④就労支援事業等における雇用実績（以下のいずれか）

○　緊急雇用創出事業における栃木県発注の委託業務であって、次に該当するものとする。

・　評価基準日の属する年度の前年度末日までの２年間に、当該業務の完了引渡しを行った実績

○　ＮＰＯ法人栃木県就労支援事業者機構が行う就労支援への協力であって、次に該当するものとする。

・　当該機構へ会員登録されている者が、評価基準日前１年以内に保護観察対象者又は更正緊急保護対象者を３ヶ月以上継続して雇用した実績

○　東日本大震災（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被災者の雇用実績であって、次に該当するものとする。

・　平成23年３月12日以降、新たに被災者を雇用し評価基準日において継続雇用している実績

⑤水防協力団体指定実績

・　評価基準日において、水防管理者（市町村長等）から水防協力団体制度に基づく指定（指定団体の構成員を含む）を受けている実績

⑥消防団継続加入者の雇用実績又は消防団協力事業所認定実績

○　消防団継続加入者の雇用実績であって、次に該当するものとする。

・ 評価基準日前２年以内に１年以上継続して、消防団（消防組織法の規定による消防団又は広域消防団の団員に限る）へ加入している者を３名以上雇用している実績

○　消防団協力事業所認定実績であって、次に該当するものとする。

・　評価基準日において、消防団協力事業所表示制度に基づく認定を受けている実績

⑦県が推進する環境施策等への取組実績（以下のいずれか）

○　エコキーパー事業所認定実績であって、次に該当するものとする。

・　評価基準日において、エコキーパー事業所★★ランク又は★★★ランクの認定を受けている実績

○　とちぎカーボンオフセット認証実績であって、次に該当するものとする。

・　評価基準日前２年以内にとちぎカーボンオフセット制度に基づく認証（認証団体の構成員を含む。）を受けた実績

○　日光杉並木オーナー制度による契約実績であって、次に該当するものとする。

・　評価基準日前１年以内において、オーナー契約をしている実績（事業所名義又は会社法第349条に規定する代表取締役の個人名義でオーナー契約をしているものに限る）

ス　専門技術力の評価におけるＰＣ橋上部工事の場合の土木一式工事の完成工事高に占めるプレストレストコンクリート工事の完成工事高の割合は、評価基準日から１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受けた経営事項審査に係る審査対象事業年度の工事種類別完成工事高により評価する。

セ　専門技術力の評価における塗装工事の場合のすべての工事の完成工事高に占める塗装工事の完成工事高の割合は、評価基準日から１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受けた経営事項審査に係る審査対象事業年度の工事種類別完成工事高により評価する。

（５）　施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容を満たす施工が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定において、「総合評価落札方式の不履行等による減点」とし、最大８点を減ずる。

　　　　また、若手主任技術者等を配置する工事において、工事途中で入札時の評価内容を満たす技術者が配置されなくなったと判断された場合は、工事成績評定において、「総合評価落札方式の不履行等による減点」を行うことがある。

８　設計図書の閲覧等

（１）　設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）は、入札公告に示す設計図書の閲覧期間に閲覧に供する。

（２）　設計図書に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き書面（様式は自由）により提出すること。

この場合、入札公告に示す質問の受付期間に持参、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

（３）　質問への回答は、入札公告に示す質問への回答日に質問者に対し書面により行う。

９　現場説明会

現場説明会は行わない。

10　工事費内訳書の提出

（１）　入札に際し、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札システムで提出する入札書に工事費内訳書ファイルを添付し同時に提出すること。

なお、ファイル容量は３ＭＢ以内に収めることとし、３ＭＢ以内に収まらない場合は工事費内訳書の一式を入札公告に示す入札書の提出期限までに、入札担当部署へ持参又は郵送により提出すること。（持参又は郵送する場合は、電子入札システムで入札書を提出する際に「提出書類通知書」を添付すること。）ただし、圧縮することにより３ＭＢ以内に収まる場合は、Ｚｉｐ形式又はＬｚｈ形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）することを認める。

（２）　紙入札の承諾を得た場合は、11の（１）のただし書きに従って提出すること。

（３）　工事費内訳書には、次の事項を記載すること。

なお、工事費内訳書の内容が「入札における工事費（委託費）内訳書取扱要領」第７条第１項第３号から第

　　　６号に該当する場合は、当該入札者を失格とする。

ア　入札参加者名、工事名、工事箇所名、及び設計書等に記載する項目と同項目

イ　工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位及び金額（建築工事にあっては、各項目に対応した金額）

　並びに合計額

（４）　談合があると疑うに足りる事実があると認めた場合には、当該工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

11　入札の方法

（１）　入札書は、入札公告に示す入札書の提出期限までに電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札の承諾を得た場合は、入札公告に示す入札書の提出期限までに、入札担当部署へ持参すること。この場合、入札書及び工事費内訳書は二重封筒により提出するものとし、入札書を入札用封筒に入れて封かんし、別の封筒に工事費内訳書の一式を入れて封かんの上、あわせて外封筒に入れて封かんすること。外封筒には、工事名、工事箇所及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。

（２）　入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出すること。

辞退届を提出せず、（１）の提出期限までに入札書を提出しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

（３）　入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、栃木県財務規則及び栃木県建設工事等執行規則を守ること。

（４）　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。

（５）　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めること。

（６）　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。

（７）　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（８）　入札執行回数は１回とする。

（９）　入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12　入札の無効

（１）　次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア　入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。

イ　栃木県建設工事等執行規則の規定に違反したとき。

ウ　入札者が同一の入札について、二以上の入札書を提出したとき。

エ　入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。

オ　入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。

カ　工事費内訳書の内容が「入札における工事費（委託費）内訳書取扱要領」第７条第１項第１号又は第２号に該当するとき。

キ　その他入札に関する条件に違反したとき。

ク　入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内でないとき。

（２）　（１）のエに該当する場合には、当該工事箇所に係る当該入札者のその後の入札を無効とする。

（３）　３の（６）の通知により競争参加資格の確認を受けた者であっても、指名停止措置を受ける等、開札の時までに競争に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。

13　総合評価に関する結果の公表

（１）　価格以外の評価点を、入札公告に示す価格以外の評価点の公表日に、栃木県入札情報システムにおいて公表する。

（２）　入札者は、自らの価格以外の評価点について、価格以外の評価に係る疑義について（様式第８号）により疑義の照会ができる。価格以外の評価に係る疑義について（様式第８号）は、疑義の照会の受付期限までに持参により提出するか、若しくは、入札公告に示す工事担当部署へ電話連絡を行った上で電子メール又はファクシミリにより提出すること。

疑義への回答は、入札公告に示す疑義への回答日に照会者に対し書面により行う。

（３）　（２）の疑義により価格以外の評価点を修正した場合は、（１）に準じて公表する。

（４）　総合評価点を、落札者が決定した日の翌日に、栃木県入札情報システムにおいて公表する。

（５）　総合評価の結果落札者とならなかった者は、その理由について説明を求めることができる。具体的な手続きについては、入札及び契約に係る苦情処理要領による。

14　開札の方法

（１）　開札は、入札公告に示す開札の日時に電子入札システムにより行う。

（２）　開札後、総合評価点の算定を行う。

（３）　（２）の算定の結果、総合評価点が最も高い者に対し、開札日当日中に電話により連絡を行う。（施工体制確認審査を実施する場合等を除く。）

15　開札後の競争参加資格の審査に関する事項

（１）　総合評価点が最も高い者は、競争参加資格の審査に必要な次に掲げる書類を提出すること。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、配置予定技術者評価資料（様式第１０－３－１号及び１０－３－２号）に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

ア　入札参加資格

・　栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し

・　最新の総合評定値通知書（申請中の場合は、総合評定値請求書）の写し

イ　社会保険等の加入状況

* 最新の総合評定値通知書（申請中の場合は、総合評定値請求書）の写し（再掲）

ウ　営業所等の所在地（ただし、入札公告４の（１）のイで条件適用が無の場合は提出を要しない。）

・　建設業許可申請書様式第１号及び別紙の写し

・　所在地に変更があった場合は変更届出書の写し

エ　企業の施工実績（ただし、入札公告４の（１）のウで条件適用が無の場合は提出を要しない。）

・　当該工事の内容が、条件に該当する工事であることを証明できる書類（ＣＯＲＩＮＳの「登録内容確認書」、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し等）

オ　配置予定技術者の資格（ただし、入札公告４の（１）のエで条件適用が無の場合は提出を要しない。）

・　国家資格者等にあっては当該資格証明書等の写し（指導技術者も同様）

・　監理技術者にあっては監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写し

カ　配置予定技術者の工事経験（ただし、入札公告４の（１）のオで条件適用が無の場合は提出を要しない。）

①当該工事の内容が、条件に該当する工事であることを証明できるもの（ＣＯＲＩＮＳの「登録内容確認書」、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し等）

②　当該技術者が、同種類似工事において契約工期全般にわたり従事していない場合は、当該技術者の従事期間の工事内容が分かるもの（栃木県土木工事共通仕様書に定める「計画工程表（工事実施工程表）」など

③　「栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成工事試行要領」に基づく若手主任技術者等と

　して施工した工事経験については、ＣＯＲＩＮＳの「登録内容確認書」及び当該要領に定める様式６（若手

主任技術者等の指導確認書）

（若手担当技術者として施工した工事経験を証明する場合）

・ＣＯＲＩＮＳの「登録内容確認書」及び当該要領に定める様式３※（若手担当技術者の専任確認書）

※平成29年３月31日以前に入札公告又は指名通知した工事における工事経験を証明できるものについては、「栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成型試行要領」に定める様式３（担当技術者の専任確認書）とする。

・当該技術者が、評価基準日の属する年度の末日において、満３５歳以下であることを証明できるもの（健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているものに限る）の写し。）

（若手主任技術者等を配置する場合で、指導技術者の工事経験を証明する場合）

・上記①～③に記載する書類

・　若手主任技術者等について、３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること、並びに評価基準日の属する年度の末日において、満３５歳以下であることを証明できるもの（健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているものに限る）の写し。）

・　指導技術者について、３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの（健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているものに限る）の写し。）。ただし、後期高齢者医療制度の加入者については、後期高齢者医療被保険者証の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し（市町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る。）。

キ　企業が雇用する技術者数（ただし、入札公告４の（１）のクで条件適用が無の場合は提出を要しない。）

・　国家資格者等にあっては当該資格証明書等の写し

・　３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているものに限る）の写し。ただし、後期高齢者医療制度の加入者については、後期高齢者医療被保険者証の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し（市町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る。）。これ以外の書類は、雇用関係を証明する書類として認めない。

（２）　競争参加資格の審査に必要な書類は、入札公告に示す開札後の審査書類の提出期限までに持参により提出するか、若しくは、入札公告に示す入札担当部署へ電話連絡を行った上で電子メールにより提出すること。ただし、提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合は、提出を要する書類のすべてを持参すること。

（３）　競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認めた者へは、文書により通知する。

（４）　競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。具体的な手続きについては、入札及び契約に係る苦情処理要領による。

16　落札者決定の方法

（１）　落札者は、総合評価点が最も高い者について、15により競争参加資格を審査の上、決定する。ただし、落札者となるべき者が15による競争参加資格の審査に必要な書類を提出期限までに提出しないとき、又は、落札者となるべき者の競争参加資格の審査の結果、競争に参加できる者の条件を満たしていないと認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が最も高い者を、15による競争参加資格の審査の上、落札者とすることがある。

（２）　低入札調査基準価格を設定した入札において、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高いものを、15による競争参加資格の審査の上、落札者とすることがある。

（３）　落札者決定の結果については、落札者となるべき者から15による競争参加資格の審査に必要な書類が提出された日から起算して３日以内（栃木県の休日に関する条例第２条に規定する県の休日を除く。）に電子入札システムにより通知する。ただし、審査に疑義が生じた場合若しくは低入札調査基準価格を下回る入札があった場合又は落札者の決定について学識経験者の意見聴取を行う場合は、この限りでない。

17　配置予定技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。この場合、指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を講じることがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、配置予定技術者資料（様式第４－１号又は様式４－２号）に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

18　入札保証金及び契約保証金

（１）　入札保証金　免除

（２）　契約保証金　納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１０分の１以上とする。

19　請負契約書

請負契約書の作成を要する。

20　支払条件

（１）　前金払　　　　請求できる。

栃木県建設工事等執行規則第１２条により計算した額

（２）　中間前金払　　請求できる。ただし、既に部分払を受けた場合は請求できない。

栃木県建設工事等執行規則第１２条により計算した額

（３）　部分払　　　　請求できる。

栃木県建設工事請負契約書第３８条による額

21　低入札価格調査を受けた者との契約に関する事項

低入札価格調査制度による低入札調査基準価格が設定されている入札において、低入札調査基準価格を下回る価格をもって入札した者と契約を締結する場合は、次に掲げるとおりとする。

ア　契約保証金

18の（２）に掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、「請負代金額の10分の１以上」を「請負代金額の10分の３以上」とし、栃木県建設工事請負契約書第５条（Ａ）第２項及び第４項中、「請負代金額の10分の１」を「請負代金額の10分の３」に変更する。

イ　違約金

栃木県建設工事請負契約書第４８条の３第１項中、「請負代金額の10分の１」を「請負代金額の10分の３」に変更する。

ウ　かし担保責任の存続期間

栃木県建設工事請負契約書第45条第２項中、「木造の建物等の建築工事及び設備工事等の場合には１年」を「木造の建物等の建築工事及び設備工事等の場合には１年６月」に、「コンクリート造等の建物等又は土木工作物の建設工事の場合は２年」を「コンクリート造等の建物等又は土木工作物の建設工事の場合は３年」に変更する。

エ　現場代理人及び主任技術者等

現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、これを兼ねることができないものとし、栃木県建設工事請負契約書第１１条第５項を「現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は、これを兼ねることができない。」に変更する。

22　契約条項を示す場所等

（１）　契約書及び入札を定めている栃木県建設工事等執行規則等については、次の場所において閲覧できる。

県庁舎本館１３階　栃木県県土整備部監理課

（２）　栃木県建設工事等電子入札運用基準は、栃木県ホームページからダウンロードができる。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/new-kei-top.html

（３）　競争参加資格確認申請書等の書式は、栃木県ホームページからダウンロードができる。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/new-kei-top.html

（４）　施工体制確認審査資料作成要領は、栃木県ホームページからダウンロードができる。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/new-kei-top.html

（５）　評価項目算定資料の書式は、栃木県ホームページからダウンロードができる。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/pref/sogohyoka\_gsz/sogohyoka\_gsz.html

（６）　栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成工事試行要領に定める様式等の書式は、栃木

　県ホームページからダウンロードができる。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/new-kei-top.html

23　県議会の議決に付すべき契約

予定価格が５億円（消費税等を含む。）以上の工事の工事請負契約については、地方自治法第９６条第１項第５号の規定による栃木県議会の議決を要するため、落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、栃木県議会の議決を経た上で契約を確定する。

なお、県議会の議決までの間に、競争に参加できるものの条件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しないことがある。契約を締結しない取扱いをした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

24　配置予定技術者に関する取扱い

（１）　工場製作と現場施工を同一工事で行う橋梁工事等の場合で、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間を区分できる場合には、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間で途中交代するものとして、別々の者を配置予定技術者とすることができる。

なお、現場施工の開始時点で申請した現場施工期間の配置予定技術者を配置できないときは、契約約款第48条第１項第３号に基づき当該請負契約を解除し、又は指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を講じることがある。

（２）　工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合には、当該工事に専任であることを要しない。